

鹿屋市役所出張所設置条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市役所出張所設置条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「公衆浴場利用券」を「高齢者福祉共通券」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第14号及び第15号を削り、第16号を第13号とし、第17号を第14号とする。

第4条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「温泉保養券」を「高齢者福祉共通券」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、第17号を削り、第18号を第15号とする。

附 則

この規則は、令和7年6月27日から施行する。